契約書参考例について

※　契約内容は当事者の責任であり、お示しした書式は参考としてください。

契約書の記載内容は、主として選挙運動公費負担制度に関係する項目例を中心に記載しています。

　　実際の契約においては、契約不履行の場合等契約一般に規定される項目についても、別途当事者間で具体的に定めておくのが望ましいと思われます。

　　なお、契約は告示日前でも可能です。

契約書

候補者　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

１　使用目的　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。

２　車両及び登録番号

３　台数　　　　１　台

４　使用期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　円（消費税込）

内訳　１日　　　　　　円×1.1×　　　日間＝　　　　　　　　円

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町に請求することができない。

７　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和　　年　　月　　日

甲　候補者

住所

氏名

乙　住所

名　称

代表者

契約書

候補者　　　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。

２　車両及び登録番号

３　台数　　　　　　　　　　　　　　台

４　使用期間　令和　年　月　日から令和　年　月　日までの　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　　　　円（消費税込）

内訳（１日につき　　　　　　　円×　　　日）

（１日につき　　　　　　　円×　　　日）

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

７　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和　　年　　月　　日

甲　候補者

住所

氏名

乙　住所

名称

代表者

契約書

候補者　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　品名　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の燃料供給(ガソリン)

２　供給対象の車両

３　予定数量　　　　　　　　　　　ℓ

４　供給期間　令和　年　月　日から令和　年　月　日までの　　日間

５　契約金額　１ℓあたり　　　　 円（消費税込）

６　給油所

乙の経営する給油所において供給し、甲が給油するときに乙は甲に給油伝票(自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面)を交付するものとする。

７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

８　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和　　年　　月　　日

甲　候補者

住所

氏名

乙　住所

名称

代表者

契約書

候補者　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の運転

２　雇用期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

３　契約金額　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　円）

４　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額は、乙は岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

５　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和　　年　　月　　日

甲　候補者

住所

氏名

乙　住所

氏名

契約書

候補者　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　公職選挙法に規定する選挙運動用ビラの作成

２　数量　　　　　　　　　　枚

３　納入期限　令和　　年　　月　　日

４　契約金額　　　　　　　　　　円（消費税込）

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

６　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和　　年　　月　　日

甲　候補者

住所

氏名

乙　住所

名称

代表者

契約書

候補者　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　公職選挙法に規定する選挙運動用ポスターの作成

２　数量　　　　　　　　　枚

３　納入期限　令和　　年　　月　　日

４　契約金額　　　　　　　　　円（１枚につき　　　　　円）（消費税込）

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

６　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和　　年　　月　　日

甲　候補者

住所

氏名

乙　住所

名称

代表者